

印旛利根川水防事務組合の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成19年2月1日

印利水条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定により印旛利根川水防事務組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）に対する同条に規定する議員報酬（以下「議長報酬」という。）、費用弁償及び特別手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議長等の議員報酬の年額は、別表第1に定めるとおりとする。

(議員報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、議長等がその職に就いた月から月割によって計算した額を支給し、任期満了、辞職及び死亡等によりその職を退いた月まで支給する。

2 議員報酬の支給は、原則として毎年3月にその年度分を支給する。

(費用弁償)

第4条 議長等が招集に応じ、又は公務のため旅行したときは費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。

2 議長等の旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例（昭和36年栄町条例第14号）に定める旅費の支給方法の例による。

(特別手当)

第5条 議長等が印旛利根川水防事務組合水防活動に関する条例（平成19年印旛利根川水防事務組合条例第1号）に基づき出務したときは、1日につき2,200円を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合の議長並びに議員の報酬に関する条例の廃

止)

2 印旛利根川水防事務組合の議長並びに議員の報酬に関する条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成21年印旛利根川水防事務組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条）

職 名	議 員 報 酬 の 年 額
議 長	42,000円
副議長	39,000円
議 員	36,000円

別表第2（第4条第1項）

区 分	旅 費					
	鉄道賃 及び 船 賃	航空賃	車賃 (1 報 につき)	日当 (1 日 につき)	宿泊料 (1 夜 につき)	食卓料 (1 夜 につき)
議長 副議長 議員	普通運 賃	実費	37円	2,600円	13,100円	2,600円